

報 告 事 項

- (1) 堺市指定文化財の指定基準について

堺市指定文化財の指定基準

堺市指定文化財は、「国宝及び重要文化財指定基準」(昭和26年文化財保護委員会告示第2号)並びに「重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準」(文化財保護委員会告示第55号)、「重要有形民俗文化財指定基準」(文化財保護委員会告示58号)、「重要無形民俗文化財指定基準」(文部省告示第156号)、「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」(昭和26年文化財保護委員会告示第2号)に基づく以下の基準を満たし、また時代、地域的、技術的、学史的な指標から「堺」の歴史・文化を顕著に表すものを指定するものとする。

第1 市指定有形文化財

1 建造物

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち次の(1)から(5)までのいずれかに該当するもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の特に高いもの
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

2 絵画・彫刻・工芸品

次の(1)から(5)までのいずれかに該当するもの

- (1) 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- (2) 絵画・彫刻・工芸史上又は文化史上重要と認められるもの
- (3) 題材、品質、形状、形態、技法又は用途等が顕著で意義の深いもの
- (4) 流派的又は地方的特色において顕著なもの
- (5) 渡来品のうち文化史的に意義の深いもの

3 書跡・典籍

次の(1)から(5)までのいずれかに該当するもの

- (1) 書跡類のうち書道史上重要と認められるもの
- (2) 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で文化史上重要と認められるもの
- (3) 典籍類のうち版本類(版木を含む。)は、印刷史上重要と認められるもの
- (4) 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の特に高いもの
- (5) 書跡類、典籍類で流派的又は地方的特色において顕著なもの

4 古文書

次の(1)から(5)までのいずれかに該当するもの

- (1) 古文書類のうち歴史上重要と認められるもの

- (2) 日記、記録類（絵図又は系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で文化史上重要と認められるもの
- (3) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- (4) 古文書類、日記、記録類等で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の特に高いもの
- (5) 渡来品で歴史上特に意義のあるもの

5 考古資料

次の(1)から(5)までのいずれかに該当するもの

- (1) 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (2) 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (3) 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (4) 宮殿、官衙・寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以降の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (5) 渡来品で歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

6 歴史資料

次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの

- (1) 政治、経済、社会、文化、科学技術等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- (2) 歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- (3) 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の特に高いもの
- (4) 渡来品で歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

第2 市指定無形文化財

1 芸能

次の(1)及び(2)のいずれかに該当するもの

- (1) 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 芸術上特に価値の高いもの
 - イ 芸能史上特に重要な地位を占めるもの
 - ウ 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派の特色が顕著なもの
- (2) 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で優秀なもの

2 工芸技術

陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの

- (1) 芸術上特に価値の高いもの
- (2) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- (3) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

第3 市指定有形民俗文化財

- 1 次の(1)から(10)までに掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、制作技法、用法等において、市民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - (1) 衣食住に用いられるもの 例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
 - (2) 生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等
 - (3) 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えば、運搬具、舟車、飛脚用具等
 - (4) 交易に用いられるもの 例えば、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
 - (5) 社会生活に用いられるもの 例えば、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
 - (6) 信仰に用いられるもの 例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
 - (7) 民俗知識に関して用いられるもの 例えば、暦類、卜占用具、医療用具、教育施設等
 - (8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えば、衣装、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
 - (9) 人の一生に関して用いられるもの 例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等
 - (10) 年中行事に用いられるもの 例えば、正月用具、節供用具、盆用具等

- 2 1の(1)から(10)までに掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が、次の(1)から(6)までのいずれかに該当し、市民の生活文化を知る上で特に重要と認められるもの
 - (1) 歴史的変遷を示すもの
 - (2) 時代的特色を示すもの
 - (3) 地域的特色を示すもの
 - (4) 技術的特色を示すもの
 - (5) 生活様式の特色を示すもの
 - (6) 職能の様相を示すもの

第4 市指定無形民俗文化財

- 1 風俗慣習のうち次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、特に重要なもの
 - (1) 由来、内容等において市民の基礎的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- 2 民俗芸能のうち次の(1)から(3)のいずれかに該当し、特に重要なもの
 - (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
 - (2) 芸能の変遷の過程を示すもの

(3) 地域的特色を示すもの

3 民俗技術のうち次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、特に重要なもの

(1) 技術の発生又は成立を示すもの

(2) 技術の変遷の過程を示すもの

(3) 地域的特色を示すもの

第5 市指定史跡

次の(1)から(9)までに掲げるもののうち歴史の正しい理解のため欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、出土遺物等において特に学術上価値のあるもの

(1) 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡

(2) 国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

(3) 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

(4) 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡

(5) 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡

(6) 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

(7) 墳墓及び碑

(8) 旧宅、園地その他特に由緒のある地域の類

(9) 外国及び外国人に関する遺跡

第6 市指定名勝

次の(1)から(11)までに掲げるもののうち、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所あるいは学術的価値の特に高いもの、人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の特に高いもの

(1) 公園、庭園

(2) 橋梁、築堤

(3) 花樹、草花、紅葉、緑樹等の叢生する場所

(4) 鳥獣、魚虫など棲息する場所

(5) 岩石、洞穴

(6) 峡谷、瀑布、溪流、深淵

(7) 湖沼、浮島、湧泉

(8) 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼

(9) 温泉

(10) 山岳、丘陵、高原、平原、河川

(11) 展望地点

第7 市指定天然記念物

次の1及び2に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、自然を記念するもの

1 動物

次の(1)から(6)までのいずれかに該当するもの

- (1) 特有の動物で著名なもの及びその生息地
- (2) 特有の産ではないが、著名な動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- (3) 自然環境における特有の動物又は動物群聚
- (4) 特有な畜養動物
- (5) 家畜以外の動物で海外より移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- (6) 特に貴重な動物の標本

2 植物

次の(1)から(10)までのいずれかに該当するもの

- (1) 名木、巨樹、老樹、畸形樹、栽培植物の原木、並木、社叢
- (2) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (3) 特殊岩石地植物群落
- (4) 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの
- (5) 洞穴に自生する植物群落
- (6) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (7) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (8) 著しい植物分布の限界地
- (9) 著しい栽培植物の自生地
- (10) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

3 地質鉱物

次の(1)から(11)までのいずれかに該当するもの

- (1) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (2) 地層の整合及び不整合
- (3) 地層の褶曲及び衝上
- (4) 生物の働きによる地質現象
- (5) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (6) 洞穴
- (7) 岩石の組織
- (8) 温泉並びにその沈殿物
- (9) 風化及び侵蝕に関する現象
- (10) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (11) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本